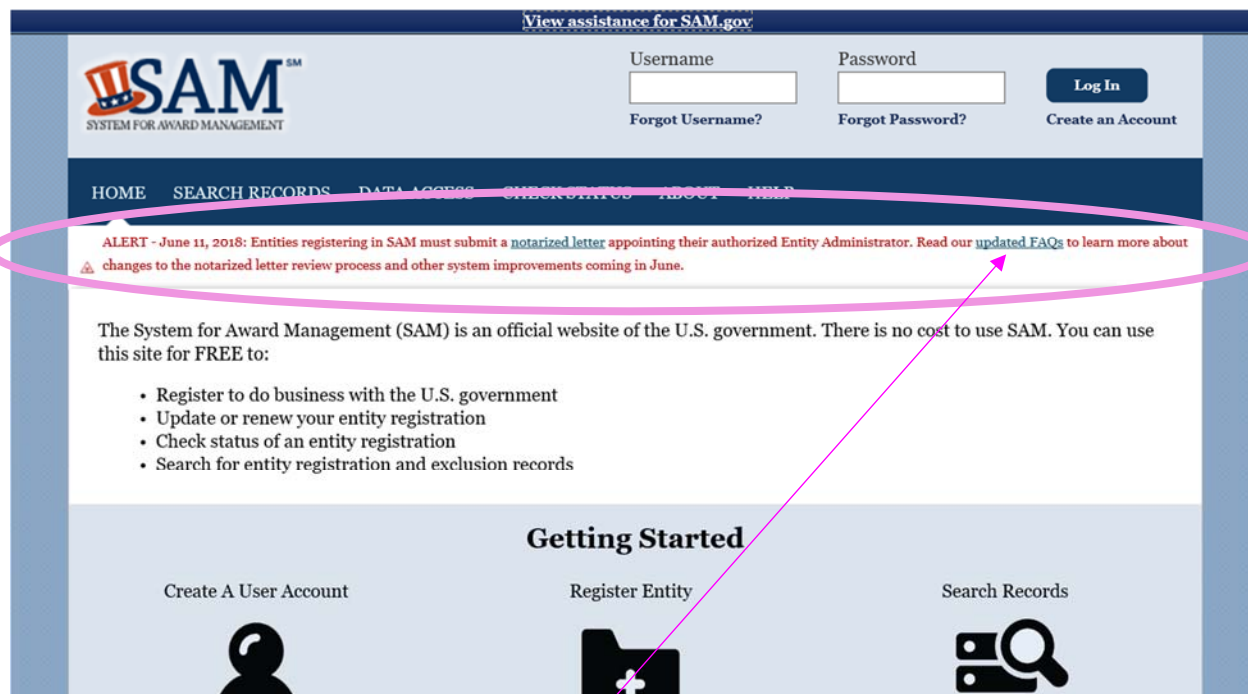


## Notarized Letter について

2018年6月11日よりSAMに新規登録または既存の登録を更新する際に Notarized Letter を Federal Service Desk(FSD)に提出し、FSD が承認しないと登録または更新が完了しないことになりました。



Notarized Letter とは本来 公証役場に行き公証人の署名をしてもらうものですが、日本の会社の登録の場合ほとんどは簡素化したものでいいことになっています。

下記の URL 先の FSD の説明によるとアメリカの金融機関を使っていない限り、日本の会社は Template 3 (Notary のページがないもの) を使えばいいそうです。Template 3 とは委任状(Power of Attorney)に似たものになっています。会社の代表にあたる人または権限のある人がサインをしたものを FSD のページにアップロードし、SAM の Status が Active になるのを待ちます。入力情報に問題がある場合は FSD から e-mail で連絡が来ますが英文のメールなので迷惑メールとして仕分けされることがよくあります。SAM の登録時または更新時には FSD からのメールが来ているか気を付けて確認するようお願いします。

Notarized Letter についての詳しい説明は下記の FSD のサイト、及び SAM のログインページの updated FAQ (よくある質問) をご覧ください。

[https://fsd.gov/fsd-gov/answer.do?sysparm\\_kbid=dbf8053adb119344d71272131f961946&sysparm\\_search=notarized letter](https://fsd.gov/fsd-gov/answer.do?sysparm_kbid=dbf8053adb119344d71272131f961946&sysparm_search=notarized letter)